

区分	免許状に有効期限の記載	内容
新免許	有	平成21年（2009年）4月1日以降に、初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状
旧免許	無	平成21年（2009年）3月31日以前に、初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

◎有効期限は、免許状又は更新講習受講後に都道府県教育委員会が発行した証明書に記載されている期限を御確認ください。

◎旧免許状所持者で、免許状更新等を一度もしていない場合の有効期限は生年月日により割振られています。該当する場合は、「旧免許の最初の有効期限」の表で御確認ください。

あなたの持っている免許状は、令和4年（2022年）7月1日現在有効ですか。又は、令和4年（2022年）7月1日以降に発行された免許状をお持ちですか。

はい。有効です。

いいえ。有効期限を過ぎています。

手続なく、永久免許となっています。

あなたの持っている（いた）免許状は、「新免許」ですか。【新免許か旧免許かは、上表で御確認ください。】

はい。新免許です。

いいえ。旧免許です。

教員として働くためには、再授与（免許の再取得）の申請※1が必要です。

有効期限の日に、教員※2でしたか。（有効期限と同日に、定年又は任用期間の満了で退職した場合を含み、自己都合退職は除く。）

※2「教員」の詳細については補足資料を参照

はい。教員でした。

いいえ。

教員として働くためには、再授与（免許の再取得）の申請※1が必要です。なお、現在お持ちの免許状は、返納義務があります。返納していない場合は、事前に静岡県教育委員会へ連絡してください。（menkyo@pref.shizuoka.lg.jp）

あなたの持っている（いた）免許状は、返納の手続を行いましたか。（期限切れや、懲戒処分等で免許の失効通知が届き、教育委員会へ返納しましたか。）

はい。行いました。

いいえ。行っていません。

教員として働くためには、再授与（免許の再取得）の申請※1が必要です。

手続なく、永久免許となっています。

※1 免許の再授与申請書類については、静岡県教育委員会ホームページを御確認ください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-060/sinseikonkyohourei.html>



「教員」について

○教員とは、以下のような職名であった場合に該当します。

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師※（非常勤も含む※）
- 校長、園長、副校長、副園長、教頭
- 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

○「教員」に該当しない職の例（参考）

- 保育園での保育士
- 学校等の支援員、補助員（教員免許不要の職に限る）※
- 学校以外の書道教室の先生、ピアノ教室の先生、英会話の先生等
- 塾の講師
- 大学の教員
- 無職

○留意事項

※の職については、辞令書や任用通知書で職名等を確実に確認してください。

- 教員に該当する「非常勤講師」として勤務していたとっていたが、教員ではなかった
- 「支援員」として勤務していたとっていたが、「教員」としての勤務であった

これらの認識の誤りにより、再授与申請や教員として勤務をした場合には、不利益が生じます。不安な場合は、当時の勤務先に問合せの上、御確認下さい。